

新型コロナウイルス感染症に関する 村からのお願い

北海道の新規感染者数は減少していますが、インフルエンザの感染者が継続して確認されていますので、これまでお知らせした基本的な感染防止行動の徹底についてご協力をお願いします。

令和5年3月13日からマスクの着用の考え方が変わります。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症(季節性インフルエンザと同じ分類)に移行することや昨今の感染状況等を踏まえ、国から「マスクの着用の考え方」が示されましたのでお知らせします。

適用日	考え方、注意事項
3月13日から	<p>① <u>個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ご本人の意思に反して着脱を強いることのないよう注意が必要です。</u></p> <p>② 感染が大きく拡大している場合において、一時的に場面に応じた適切な着用を求める場合があります。</p> <p><u>感染防止対策として効果的な場面は、次のとおりです。</u></p> <p>① 重症化リスクの高い方の感染を防ぐため、次の場面での着用を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関受診時・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時・ 混雑した電車やバスに乗車するとき <p>② 流行時に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときは、着用が効果的です。</p> <p>③ 症状がある方などは、外出を控え、やむを得ず外出する際は着用してください。</p> <p>④ 医療機関や高齢者施設等の従事者は勤務中の着用を推奨します。</p> <p><u>上記の考え方が適用された後も、基本的な感染症対策は重要となります。「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、換気等は継続して実施してください。</u></p>
5月8日から	<p>① 個人及び事業者は自主的に感染対策に取り組むこととなります。</p> <p>② 国からは、自主的な感染対策に必要な情報提供が行われます。</p>

* 学校又は保育所におけるマスク着用の考え方は、各学校又ははるすつ保育所から保護者の皆様に別途通知がありますので、その内容をご確認ください。

* マスクの着用に関して差別的な対応等がないよう十分にご注意ください。

【お問合せ先】 留寿都村役場保健医療課 電話：0136-46-3131 令和5年3月6日発行

裏面もご確認ください。⇒⇒⇒

令和5年3月13日から マスク着用は、 個人の選択 が尊重されます

これからのコロナを
一緒に考えていくホ!



漫画で解説!
今後の感染対策について

マスク着用を推奨する場面



病院に行くとき



高齢者施設など
に行くとき



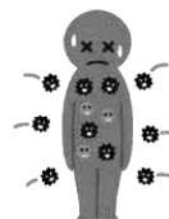
混雑した乗り物の中

かぜ症状のある方
かぜ症状のある
同居家族がいる方



やむを得ず外出する際は
マスクを着用

マスク着用が
効果的な方



重症化リスクの高い方
が混雑した場所へ行くとき

『ご自身』や『身近な人』を守るために、考えよう

※事業者の判断で、従業員や利用者がマスク着用を求められる場合があります。

様々な理由から、マスクを着用できない方も、
マスクを着用する必要がある方もいらっしゃいます。

『正しく理解し、思いやりのある行動を』

引き続き、基本的な感染対策のご協力をお願いします。

